

米原市人権施策基本方針
進行管理調査票
〈令和 7 年度〉

令和 7 年 9 月

第1章 人権尊重の基本理念

第2章 人権意識の高揚を図るための施策について

①就学前教育

・米原市保育の指針に基づく人権保育の推進

【事業内容】	【R6実施状況】	【R7実施目標】	【事業実施上の問題点、今後の課題等】
「米原市保育の指針」を基に、乳幼児の健やかな成長、発達を保障できるよう保育内容の充実を図る。	各園、人権尊重に根差した目標を掲げ、一人一人の子どもの人権を大切に保育を推進した。人権意識向上に向け、人権会議を職員会議に合わせて実施し、それらの復命を丁寧に行うことで、職員の人権意識の向上に務めた。 また、「米原市保育の指針」をもとに、発達に応じた保育を行い、乳幼児期の豊かな体験を通して、学びに向かう力を育むとともに、保育者の資質向上をめざすことができた。 各園に必要な書籍やDVD等を購入し、園ごとに研修を行い、内容を報告し合った。また、保育教諭と調理師が対象となる全員研修を開催し、全職員で講演会を聞いたり、グループワーク研修を行った。乳児の食事では家庭との連携がかけず、家庭で魚を食べた経験が少ない傾向にあったため、普通食へ移行した後でも、家庭で2回以上食べてもらえるように伝えるなど、共に食への意識を高めていった。	各園、人権尊重に根差した目標を掲げ、一人一人の子どもの人権を大切に保育を、引き続き推進していく。また、「米原市保育の指針」をもとに、発達に応じた保育を行い、乳幼児期の豊かな体験を通して、学びに向かう力を育むとともに、保育者の資質向上をめざす。 各園に必要な書籍やDVD等を購入し、園ごとに研修を行い、内容を報告する。調理師も保育士と連携しながら、一人一人に応じた食の提供ができるように工夫する。 また、学んだことは、園内で共有し、園全体の保育力の底上げをねらう。	各園、人権尊重に根差した目標を掲げ、一人ひとりの子どもの人権を大切にする保育を実践している。0歳児から5歳児までの育ちを見通し、子どもの主体性を大切にしながら、乳幼児期にふさわしい体験を重ねることができるようにしている。人権保育の推進はどの園も長年継続して実施しているが、事業が形式化している面もある。職員の人権感覚・人権意識の向上が望まれる。

②学校教育

・教職員研修の実施

【事業内容】	【R6実施状況】	【R7実施目標】	【事業実施上の問題点、今後の課題等】
人権教育にかかる学校訪問による教職員研修の実施	・公立校園（全20校園）の人権教育、保育推進担当者を対象に人権研修を2度実施した。20校園が参加し、自己肯定感・自己有用感、部落差別をテーマに研修を行い、資質向上を図った。 ・米原市人権教育研究会は大東中学校を会場として実施し、市内の教職員、PTAなどから240名が参加。	・学校、園へ訪問する機会を捉え、人権教育および人権保育の向上に資する指導と助言を積極的に行う。 ・公立校園の人権担当者を対象とした研修を実施し、人権教育に関する資質の向上を図る。 ・米原市人権教育研究大会を開催し、各校からの実践レポートを通して研究協議を行う。	人権教育・保育にかかる訪問は、平成25年度から実施しており、一定の成果が得られていると考える。しかし、訪問を受ける学校によっては、行事や出張などと重なり、全職員が参加できないこともある。

③社会教育

・人権教育推進事業

【事業内容】	【R6実施状況】	【R7実施目標】	【事業実施上の問題点、今後の課題等】
米原市人権教育推進協議会と協力して、ハートフルフォーラム事業、各種研修会等を開催する。	米原市人権教育推進協議会と協力し、ハートフル・フォーラム開催を推進した。 人権教育推進員に積極的にハートフル・フォーラムを実施していただけるように、地域リーダー研修会を実施し、推奨テーマの説明や、各自治会の開催例の紹介を行った。	部落差別問題をはじめとしたあらゆる人権問題の解消に向けて、各種事業を推進する。 人権講座や研修会で今年度のテーマである「インターネットと人権」など様々な内容の人権学習を進める。 ハートフル・フォーラムを中心に地域全体で人権教育、人権啓発活動を行う体制づくりに努める。	人権文化のまちづくり（教育振興基本計画から）を推進するため、きらめき人権講座、ハートフル・フォーラムの開催等、人権教育推進協議会が行う事業に対し補助を行い、活動の充実を図る。

(1) 人権教育の推進	④家庭・地域における教育			
	・教育講演会			
	【事業内容】 青少年問題に関わる関係者、保護者を対象に、青少年の健全育成・家庭教育の充実に関する講演会を開催する。	【R6実施状況】 米原市青少年育成市民会議表彰式・PTA教育講演会を開催し、家庭教育力向上や学校、家庭、地域の連携の強化を図った。 令和6年度PTA教育講演会 日時：10月19日（土） 演題：子どもの『ヤル気』引き出し術 ～とっておきの秘策を伝授します～ 講師：川谷 潤太氏（Joy Mental Produce代表）	【R7実施目標】 米原市青少年育成市民会議表彰式・PTA教育講演会を開催し、家庭教育力向上や学校、家庭、地域の連携の強化を図る。 （予定） 令和7年度PTA教育講演会 日時：10月18日（土） 演題：笑う門には福来たる～いじめられっ子のぼくが落語家になったわけ～ 講師：林家 染太氏（落語家）	【事業実施上の問題点、今後の課題等】 家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深め、子どもに対する人権教育の効果を高めるため、家庭教育に関する学習機会を充実する必要がある。
(2) 人権啓発の推進	①市民啓発			
	・きらめき人権講座の開催			
	【事業内容】 年4回、人権教育推進員、行政職員、学校教職員などに積極的な参加を呼びかけ、市民を対象に「きらめき人権講座」を開催する。	【R6実施状況】 きらめき人権講座を年4回開催した。 第1回 60人（8月9日） 第2回 66人（9月6日） 第3回 61人（10月10日） 第4回 56人（11月8日） 合計 243人（実績） 「性の多様性」、「平和」、「防災」等をテーマに研修会を開催した。	【R7実施目標】 令和7年度：きらめき人権講座3回開催各回60人（目標） 第1回 （8月8日） 第2回 （9月5日） 第3回 （10月10日） チラシ、案内郵送、伊吹山テレビ文字放送等を活用し、講座の開催を広く市民にPRする。	【事業実施上の問題点、今後の課題等】 あらゆる人権問題に関する学習を深めるとともに、人権問題に対する意識の向上等を目指して、年3回のきらめき人権講座を開催している。 参加者の負担軽減などを考慮し「人権を考えるつどい」との共催を検討する。
	・地域人権リーダー研修会の実施			
	【事業内容】 各自治会で人権教育推進員を選出して、推進員を対象に地域人権リーダー研修会を実施する。	【R6実施状況】 ハートフル・フォーラム実施のために人権教育推進委員に対して研修会を開催した。 参加してもらいやすいよう、ルッチプラザと米原市役所本庁舎で同様の研修会を2回実施した。 令和6年度：227人（実績） ・1回目（7月5日）：131人 ・2回目（7月12日）：96人 今年度推奨テーマの説明と自治会の実践例の紹介を行った。	【R7実施目標】 地域人権リーダー研修会の参加人数 令和7年度：180人（目標） ハートフル・フォーラムの実践事例の紹介を研修会の中で行い、令和7年度のハートフル・フォーラムの参考にしていただく。 ・ルッチプラザ（7月4日） ・市役所本庁舎（7月11日）	【事業実施上の問題点、今後の課題等】 各自治会で取り組むハートフル・フォーラム（地区別懇談会）の企画や運営を円滑に行い、地域のリーダーとして活躍する推進員を対象とした研修会を開催する。各自治会1人以上の参加を呼びかけ事業の推進に努めている。
	・ハートフル・フォーラムの自治会での実施			
	【事業内容】 各自治会でハートフル・フォーラム（地区別懇談会）を実施し、啓発協力者と自治会担当者を派遣する。	【R6実施状況】 地域での人権課題の早期解消を図るため、各自治会と共催でハートフル・フォーラムを開催した。 令和6年度：65自治会（60.2%）参加者1,200人 当年度のテーマである「性の多様性」を中心に集会形式でのハートフルフォーラムが開催され、人権学習の場を提供できた。	【R7実施目標】 ハートフル・フォーラム実施自治会数、参加人数 令和7年度：108自治会（100%）2,500人（目標） 集会形式で行うハートフル・フォーラム開催を推進する。各自治会が開催しやすいよう支援する。	【事業実施上の問題点、今後の課題等】 それぞれの家庭や地域社会における人権上の課題を見つめ直すとともに、人権意識や人権感覚の向上を目指して、ハートフル・フォーラムを開催している。参加者の拡大や効果的な啓発方法などが今後の課題となっている。

②企業啓発

・企業・事業所向け研修会の開催

【事業内容】	【R6実施状況】	【R7実施目標】	【事業実施上の問題点、今後の課題等】
窓口担当者設置に対して研修会を実施する。	窓口担当者に対して研修会を実施し、仕事と育児を両立する方を始めとした多様な方が活躍できる職場づくりの啓発ができた。 令和6年度の参加企業数：38社	窓口担当者に対して研修会を実施し、参加企業数の増加を図る。 令和7年度：68社（目標）	同和問題をはじめとする職場におけるあらゆる差別の解消と、公正な採用選考や差別のない明るい職場づくりが一層推進されるために実施する。各企業の人手不足により研修会に参加できる人手が割けない現状があり、研修会以外の啓発方法の情報提供を行う必要がある。

・企業・事業所訪問の実施

【事業内容】	【R6実施状況】	【R7実施目標】	【事業実施上の問題点、今後の課題等】
概ね常時雇用する従業員の数が20人以上の企業・事業所に対して、7月の「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」にあわせて企業訪問を実施する。	7月の「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」に訪問対象となる65社への企業訪問を実施したことで、差別のない明るい職場づくりの進捗状況の確認や課題を把握できた。 対象訪問先：65社 令和6年度実績：58社	7月の「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」に訪問対象となる65社への企業訪問を実施する。	同和問題をはじめとする職場におけるあらゆる差別の解消と、公正な採用選考や差別のない明るい職場づくりが一層推進されるために実施。対象企業が年々減少していることから、様々な企業が関われるように、啓発方法を考える必要がある。

③啓発教材の活用

・人権啓発教材の作成および啓発

【事業内容】	【R6実施状況】	【R7実施目標】	【事業実施上の問題点、今後の課題等】
市民に広く人権について考える機会となるよう、人権作品を活用した啓発教材を作成する。	11月23日（土）に米原市人権を考えるつどいを開催し、その際に、人権啓発作品を映像で紹介したり、テーマに合わせたチラシを配布した。また、作品については、市内5か所にて巡回展を行い、人権について考える機会とした。	人権作品を活用した巡回展、人権を考えるつどいや広報等での作品紹介などを通じて人権について考える機会を増やす。	あらゆる人権問題への気付きを実感できる、親しみやすい教材づくりを行うことで、人権意識の高揚等を図る必要がある。

第3章 人権問題における分野ごとの施策について

●同和教育の推進

・学校教育における人権・同和教育の推進

【事業内容】	【R6実施状況】	【R7実施目標】	【事業実施上の問題点、今後の課題等】
学校における人権・同和教育を進めるために、指導資料等の活用と啓発を図る。	県教委作成のリーフレット等を活用し、人権教育の推進に役立てることができた。	人権、同和教育を進めるのに有効な指導資料等を、各校の実情に応じて有効活用する。（15校）	児童生徒の興味・関心を引き出すことができるよう、創意工夫を凝らした教育資材等を活用し、人権・同和教育を推進する。

・同和教育の推進

【事業内容】	【R6実施状況】	【R7実施目標】	【事業実施上の問題点、今後の課題等】
社会科の学習を通じての科学的な知識指導と、全学年における発達段階に応じた同和教育を実施する。	学校・園へ訪問した際に、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき同和教育の向上に資する指導と助言を行った。	・学校・園へ訪問する機会を捉え、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき同和教育の向上に資する指導と助言を積極的に行う。 ・市内教職員（初任者）ならびに各校園人権教育推進主任を対象に、同和教育の必要性を含めた研修会を開催する。	人権教育にかかる学校訪問の中で同和教育や部落問題学習の推進状況について確認をしている。どの学校も社会科の学習が中心であるが、他教科・他学年との関連が見えにくく、単発的な取組になっている。

●啓発活動の推進

・人権作品を活用した啓発(人権を考えるつどい)

【事業内容】	【R6実施状況】	【R7実施目標】	【事業実施上の問題点、今後の課題等】
差別意識の解消に向けて、講演会、人権作品の発表、人権パネル展等を行い、人権意識の高揚に努める。	・「2024米原市人権を考えるつどい」を開催。 日時：11月23日（土） テーマ・内容等：仲岡しゅん氏、「LGBTとジェンダー・セクシュアリティを巡る人権課題」について 参加人数：119人 ・人権啓発作品巡回展 11月11日～1月19日、市内5か所	11月7日（金）に「インターネットと人権」をテーマに、ルッチプラザにて「人権を考えるつどい」を開催をする。 例年開催時期が近くなっている「きらめき人権講座」との共催とし、開催時期を休日昼間から平日夜に変更することで、参加者の負担軽減を考慮するとともに参加人数の増加を図る。 また、11月から1月にかけて人権パネル展を行う。（5か所）	同和教育をはじめ、あらゆる人権問題の解消に向けて、人権に関する市民の関心や認識に広がりが必要である。人権に関する講演会等には、初めての参加者が少ないという課題が残っており、人権について興味関心がない市民に向けてどのように啓発をしていくか考える必要がある。

・街頭啓発

【事業内容】	【R6実施状況】	【R7実施目標】	【事業実施上の問題点、今後の課題等】
同和教育啓発強調月間（9月）、人権週間（12月）に合わせ、人権擁護委員、市職員が合同で米原駅、量販店等で街頭啓発を実施する。	月間、週間に合わせて、街頭啓発を人権擁護委員と連携して実施した。 令和6年度：1回（3か所(実績)） （令和6年度の同和教育啓発強調月間に係る街頭啓発は台風により中止）	月間、週間に合わせて、街頭啓発およびのぼり旗の設置を行い、市民の意識の高揚を図るため人権啓発を実施する。	月間や週間に合わせて行う街頭啓発は、一定の啓発効果がある。より一層の啓発効果が得られるように、啓発物資の工夫が必要がある。

●就学前保育・学校教育

・人権保育の推進に向けた取組

【事業内容】	【R6実施状況】	【R7実施目標】	【事業実施上の問題点、今後の課題等】
人権保育の推進・充実が図れるよう、園全体で組織的・計画的に取り組を進めるとともに職員の豊かな人間性と人権感覚を身につける。 地域・学校など関係機関との連携を図る。	子どもの内面を理解し、発達に応じた保育内容の実践に努めた。 職員の人権研修を実施し、職員の人権意識の改革、向上に努め、職員間の連携、資質向上を図った。同僚性についての理解を深め、保育に活かす、こども理解、事例研究の実施を行った。 令和6年度（実績・公立園） 職員人権研修 60回 滋賀県人権保育研究集会、滋賀県人権教育研究大会等への参加 25人 全人保参加人数 6人 各中学校区との教育フォーラムの実施（5校区）	子どもの内面を理解し、発達に応じた保育内容の実践に努める。 職員の人権研修を実施し、職員の人権意識の改革、向上に努める。また、職員間の連携、資質向上を図る。（同僚性についての理解を深め、保育に活かす、こども理解、事例研究の実施等） 令和7年度（目標・公立園） 職員人権研修 60回 滋賀県人権保育研究集会、滋賀県人権教育研究大会等への参加 全人保参加人数 6人 各中学校区との教育フォーラムの実施（5校区）	子どもや家庭にかかわる関係機関が連携し、子どもの人権を守り子ども自身の人権感覚を育てよう取り組む。 米原・河南中学校区では県の「自尊感情・学びの礎育成プロジェクト事業」の指定を受け、保幼認小中高の連携のもと、子どもを取り巻く様々な課題解決に向けて取り組んでいる。20数年継続している事業であるが一つ一つの取組の目的を職員が共通理解し、取組む必要がある。

●いじめや虐待防止等への取組の推進

・いじめ問題対策連絡協議会の開催

【事業内容】	【R6実施状況】	【R7実施目標】	【事業実施上の問題点、今後の課題等】
いじめの防止等に関する施策の推進し、関係機関との協議調整等を行う。	いじめ問題対策連絡協議会を2回開催した。（実績5月27日、2月12日） 情報交換を行い、各種団体の連携を図った。また、市全体でいじめについて考えていく気運を高められるよう、保護者および地域住民向けの啓発リーフレットを作成した。	いじめ問題対策連絡協議会を開催し、情報交換を行い、各種団体の連携を図る。（5月開催予定） また、啓発リーフレットの更なる活用の周知に努める。	協議会での内容を次の協議会に活かせるように、事務局である人権政策課と学校教育課との連携を行っていく必要がある。

・養育支援訪問事業

【事業内容】	【R6実施状況】	【R7実施目標】	【事業実施上の問題点、今後の課題等】
育児不安を抱え、適切な養育の仕方に悩む未就園児を持つ保護者に対して、家庭相談員が家庭を訪問し、子どもの成長や個性に合わせた関わり方や叱らない子育てができるよう支援する。	・子育て世代包括支援センター会議を実施し、子育ての支援方法等の検討や児童虐待の早期発見、未然防止に努めた。 実施回数 12回 ・養育支援訪問 29人（実人数）	月1回、こども家庭センター「まいるっち」の子育て支援コーディネーターを中心に会議を開催して、支援方法等の検討、児童虐待の早期発見や未然防止に努める。 家庭状況から必要な場合は養育支援訪問を随時実施する。	米原市では、健康づくり課の保健師による「乳児全戸訪問事業」、地域子育て支援センターの保育士による「未就園児家庭訪問事業」、こども家庭相談室の家庭相談員による「養育支援訪問事業」の3事業を実施し、毎月1回、乳幼児家庭訪問事業連携会議を開催し、養育環境上問題、課題のある家庭を把握している。育児不安や養育力の低い保護者に対して、子どもの成長に合わせて適切な養育ができるよう支援を行う。

●不登校児童生徒支援

・教育支援センター事業

【事業内容】	【R6実施状況】	【R7実施目標】	【事業実施上の問題点、今後の課題等】
「子どもケアサポーター」「スクーリングケアサポーター」の配置を行い、クラス内での児童生徒の支援にあたる。不登校傾向の児童生徒の状況・支援体制の把握を行う。「みのり」「ステップ・フォワード・プログラム」の運営し、不登校傾向の児童生徒の社会的自立に向けた活動を行う。	・子どもケアサポーター35名、スクーリングケアサポーター2名を市内小中学校に配置し、支援を必要としている児童生徒のサポートを行った。 ・みのりは10名、SFPは5名が利用し、社会的自立に向けた支援を行った。	不登校支援担当者連絡協議会を年3回実施し、市内小中学校の不登校児童生徒の状況を把握すると共に、関係機関との連携を図る。 また、不登校児童生徒への支援を一本化するため、令和7年度から、教育支援センター事業として、特別支援・不登校支援・いじめ対応支援を組織で行うこととする。	特別支援サポートセンターが平成20年から教育支援センター（適応指導教室）として「みのり」を設置・運営してきた。不登校児童生徒が増え、民間のフリースクール等の利用が出てくる中で、令和5年から「ステップ・フォワード・プログラム」がはじまった。こうした不登校児童生徒への支援を一本化するため、特別支援・不登校支援・いじめ対応支援を組織で連携する必要がある。

●子どもや保護者の相談体制の充実と周知

・子ども家庭相談室相談事業

【事業内容】	【R6実施状況】	【R7実施目標】	【事業実施上の問題点、今後の課題等】
家庭相談員が子育ての悩みや困りごとの相談を受け、問題解決を図るための支援を行う。	児童相談受付件数 452件。 内、児童虐待相談件数349件。 こども家庭支援員による相談や、その後の対応等進捗管理を確実に進めることで、虐待による死亡事案を起こすことなく、また事案の重症化予防につながった。	子ども家庭相談 平日8:30～17:15 ※対象年齢：18歳未満 随時相談に対応していく。	子ども家庭相談室に寄せられる相談は、家庭環境や親の成育歴、経済的な困窮、子ども自身に発達の課題がある等、複数の要因が絡み合う複雑な相談が増えている。問題解決に向けケース会議を開催し、福祉、保健、教育、他関係機関と情報共有を図り、役割分担しながら支援を行う必要がある。

●男女平等の意識づくり

・男女共同参画センターの活用

【事業内容】	【R6実施状況】	【R7実施目標】	【事業実施上の問題点、今後の課題等】
人権総合センターに併設されている男女共同参画センター事業の充実を図り、啓発を行う。	男女共同参画の推進のために、各種事業を実施し男女共同参画社会の理解を深め、地域社会、家庭、職場における男女のあり方を考えることができた。 男女共同参画講演会を開催（6月28日62人参加） カウンセラーによる女性相談（延べ49人）	指定管理者管理業務仕様書に基づき、必要な事業を行う。男女共同参画講演会、カウンセラーによる女性相談（年24回以上）などを行う。	男女共同参画推進の拠点として、各種講演会等の事業を実施し、より一層事業の充実を図る必要がある。また、センターを核とした女性相談業務等についても、市と情報共有し連携した対応の充実を図っていく必要がある。

●男女平等の社会づくり

・審議会・協議会委員の選任

【事業内容】	【R6実施状況】	【R7実施目標】	【事業実施上の問題点、今後の課題等】
基本方針を設け付属機関の委員の選任に当たっては、男女の構成割合は、定数の7割を超えて一方の性で占めないように努める努力義務を設ける。	各種審議会委員のうち女性が占める割合 R6年度実績 29.4% 委員総数 363人 うち女性委員 107人	各種審議会委員のうち女性が占める割合 R7年度目標 35%	公正、透明で効率的な行政運営を行うため、幅広く市民等の意見が反映できる付属機関等の委員の選任に努める必要がある。

・女性自治会役員の選任

【事業内容】	【R6実施状況】	【R7実施目標】	【事業実施上の問題点、今後の課題等】
自治会役員への女性選任は、少ない状況にあり、自治会内における男女共同参画意識の醸成が必要である。	自治会連絡協議会等の場で、女性役員登用にに向けた啓発を行うとともに、自治会パートナーシップ交付金の事業メニューに設定して、登用促進を図った ○自治会パートナーシップ交付金交付自治会数 令和6年度 22自治会 ○女性役員三役（自治会長、自治会長代理、会計）を登用した自治会数 自治会長 2人 自治会長代理 2人 会計 10人 計 14人（14自治会）	自治会連絡協議会等の場で、女性役員登用にに向けた啓発を行うとともに、自治会パートナーシップ交付金の事業メニューに設定して、登用促進を図る。 ○自治会パートナーシップ交付金交付自治会数 令和7年度 25自治会 ○女性役員三役（自治会長、自治会長代理、会計）を登用する自治会数 令和7年度目標 14自治会	自治会役員への女性選任は、少ない状況にあるが、定年延長などから役員のなり手が不足してくるため、ますます自治会内における男女共同参画意識の醸成が必要である。

●女性に対するあらゆる暴力の根絶

・DV相談窓口の設置

【事業内容】	【R6実施状況】	【R7実施目標】	【事業実施上の問題点、今後の課題等】
子を持つDV被害者から相談を受け、母子の生命の危険を回避できるよう、関係機関と連携を図りながら支援する。	相談対応：随時 延べ件数8件	子を持つDV被害者から相談を受け、母子の生命の危険を回避できるよう、関係機関と連携を図りながら支援する。	DV男性の支配下におかれた状態で生活していると、DVを受けているという意識が低くなり、自己肯定感も薄れてしまうことが多い。母子の生命の危険を回避するために、関係機関と連携を取り、迅速な判断、支援が必要。

●相談体制の充実と周知

・女性のための相談ルーム「つくし」の周知

【事業内容】	【R6実施状況】	【R7実施目標】	【事業実施上の問題点、今後の課題等】
男女共同参画センターで実施している女性のための相談ルーム「つくし」を周知を行い、女性の相談しやすい環境を整える。	女性のための相談ルーム「つくし」 ・毎月広報まいばらに掲載を行った。 ・毎月伊吹山テレビ文字放送を行った。 ・相談件数：47件 ・カウンセラーによる女性相談：49件	女性のための相談ルーム「つくし」 広報まいばらへの掲載：計12回以上 伊吹山テレビ文字放送の放送：計12回以上	女性の中には生活の様々な場面で相談ができずに、自分で我慢を抱えてしまうことがあり、相談し易い環境を整えていく必要がある。

●認知症高齢者対策の充実

・認知症対策推進事業

【事業内容】	【R6実施状況】	【R7実施目標】	【事業実施上の問題点、今後の課題等】
認知症の早期発見、迅速な対応ができるよう、認知症に対する正しい知識と理解を深め、相談体制・地域住民による見守り活動の支援の充実を図る。	・認知症サポーター養成講座：11回開催、323人養成 ・認知症初期集中支援チーム対応人数：103人 ・認知症高齢者等SOSネットワーク事業新規登録者数：14人 【評価】 令和6年度目標数値は達成している。子ども向けの認知症サポーター養成講座が増加する等の全世代に実施することができている。	・新しい認知症観を普及できるように広報・市ホームページ、講座等で広く啓発していく。また、認知症当事者の活動支援や地域づくり（チームオレンジ活動）を行う。 令和7年度目標 ・認知症に対する正しい知識を得て、偏見を持たず適切に関わる市民を増やすことを目的に、認知症サポーター養成講座を実施。 ・チームオレンジ 2か所 ・認知症初期集中支援チーム対応人数（100人） ・認知症高齢者等SOSネットワーク事業新規登録者数（15人）	認知症初期集中支援チームの配置、身近なところで相談できる場所の設置と認知症カフェの実施 認知症高齢者を早期発見・早期治療への支援やかかりつけ医につなぐためのシステム構築が求められている。

●地域包括ケア対策の充実

・地域包括ケア体制の構築

【事業内容】	【R6実施状況】	【R7実施目標】	【事業実施上の問題点、今後の課題等】
高齢者の尊厳の保持と自立支援を実現するため、地域包括ケア体制の中核となる地域包括支援センター機能の充実と関係機関等との連携強化を図る。	・地域包括支援センター運営協議会を2回開催し、高齢者等の様々な相談や個別課題および地域課題について検討を行った。 ・2か所の地域包括支援センター長と基幹包括支援センターと11回調整会議を行い、円滑かつ丁寧な相談体制の構築を図った。	・地域包括支援センター運営協議会を2回開始し、相談支援体制の充実を図る。 ・移動手段の確保と身寄りのない人の支援が地域課題として挙げられたため、解決に向けて多機関と協働し、施策形成していく。 ・2か所の地域包括支援センター長と基幹包括支援センターと月1回調整会議を行い、相談支援業務の公平性と中立性を担保できる体制を構築する。	身近なところで相談と支援が受けられるよう平成28年4月に地域包括支援センターサブセンターをふくしあ内に開設した。今後の課題：地域包括ケアシステムの構築、地域包括支援センター将来構想の検討が必要である。

●高齢者の生きがい活動・社会参加の促進

・高齢者等居場所づくり事業

【事業内容】	【R6実施状況】	【R7実施目標】	【事業実施上の問題点、今後の課題等】
地域での支え合いの活動で、元気な高齢者が活躍し、支援の必要な高齢者が身近な地域でサービスを受けられるような居場所づくりの立ち上げ支援、継続支援を行う。	・令和6年度新規団体：4団体 ・令和6年度常設型居場所設置事業新規取組団体：1団体	・令和7年度新規団体の目標：4団体 ・令和7年度出前型居場所づくり事業新規取組団体の目標：1団体	自治会ごとに高齢者等の居場所づくりと生活支援の仕組みづくりを進めるため、互助によるコミュニティの構築と地域活性化を図る取組を進める。今後は補助金交付要綱の見直しを行い、事例紹介等を通して地域が取り組みやすい制度とする。

●障がいと障がいのある人への理解促進

・ボランティア養成事業

【事業内容】	【R6実施状況】	【R7実施目標】	【事業実施上の問題点、今後の課題等】
手話奉仕員養成講座と音訳ボランティア養成講座を開催する。	手話奉仕員、音訳ボランティアを養成することにより、障がい者への理解が深まった。 【実績】 令和6年度： 手話奉仕員養成講座(入門編受講者数)：12人 手話体験講座(手話やってみよう♪)：計21人	手話奉仕員養成講座(入門編受講者数)を開催し、手話奉仕員、音訳ボランティアを養成することにより、障がい者への理解を深める。 令和7年度目標：20人	平成17年度から、手話奉仕員養成講座と音訳ボランティア養成講座を開催している。受講生の確保、受講後の地域活動の継続、さらに手話奉仕員養成講座の講師不足が課題である。

●社会参加の支援と雇用・就業の促進

・市職員における障がい者雇用対策

【事業内容】	【R6実施状況】	【R7実施目標】	【事業実施上の問題点、今後の課題等】
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障がい者の雇用を実施する。	令和6年度 法定雇用率2.8% 米原市実雇用率2.91%(R6.6.1現在) 法定雇用率向上のための取組 ・正規職員 障がいの有無にかかわらず受験の機会を提供する。 ・会計年度任用職員 現在任用しているパートタイム職員の勤務時間の延長を基本としながら、新たに1人採用し定着を支援した。	令和7年度 法定雇用率2.8% 米原市実雇用率2.41%(R7.6.1現在) 法定雇用率向上のための取組 ・正規職員 障がいの有無にかかわらず受験の機会を提供する。 ・会計年度任用職員 現在任用しているパートタイム職員の勤務時間の延長を基本としながら、新たな採用についても検討する。	今後も障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、職員構成等も勘案し、法定雇用率以上の雇用を目指す。 また、雇用した障がい者の定着を図るため、組織全体で支援する体制が必要である。

●安心して暮らせるまちづくり

・意思疎通支援事業

【事業内容】	【R6実施状況】	【R7実施目標】	【事業実施上の問題点、今後の課題等】
視覚や聴覚に障がいがある人のために、音の広報発行事業、意思疎通支援事業を行う。	視覚に障がいがある人のために音の広報を発行するとともに、聴覚に障がいのある人の意思疎通支援のため、手話通訳者・要約筆記者を派遣しました。また、手話言語条例に基づき、各種事業を行いました。 【実績】 令和6年度： 手話通訳者派遣：261回 要約筆記者派遣：3回 音の広報発行：16回 (市広報：12回、議会だより：4回) 手話施策推進会議の開催：計6回	令和7年度目標 手話通訳者派遣：480回 要約筆記者派遣：5回 音の広報発行16回(市広報：12回、議会だより：4回) 手話施策推進会議の開催(計6回)	視覚に障がいがある人のために音の広報を発行するとともに、聴覚に障がいのある人の意思疎通支援のため、手話通訳者・要約筆記者を派遣している。音訳ボランティア、手話通訳者・要約筆記者を増やすことが課題である。 平成30年4月施行の「手と手をつなぐ 米原市手話言語条例」に基づき、手話やろう者に対する理解を広め、手話を言語として使用し安心して生活できるよう各種事業を行う。手話施策推進会議において、施策の検証・検討を行う。

●相談体制の充実と周知

・相談体制の充実

【事業内容】	【R6実施状況】	【R7実施目標】	【事業実施上の問題点、今後の課題等】
身体障害者相談員・知的障害者相談員が、身体障がいや知的障がい者からの日常的な相談に応じたり、必要な助言・指導を行います。 相談支援事業所において、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行います。	身体障害者相談員、知的障害者相談員、また相談支援事業所の相談支援専門員による相談事業を行いました。 【実績】 令和6年度： 身体障害者相談員4人 知的障害者相談員2人 市内相談支援事業所3カ所	身体障害者相談員、知的障害者相談員、また相談支援事業所の相談支援専門員による相談事業を行います。 【目標】 令和7年度： 身体障害者相談員4人 知的障害者相談員2人 市内相談支援事業所3カ所	障害者相談員および相談支援専門員の確保が難しくなっている。 相談の質の向上および湖北圏域に設置された基幹相談支援センター等関係機関との連携の強化が求められる。

●外国籍市民への生活支援			
・外国語通訳設置			
【事業内容】 市役所業務全般については、多文化共生協会に通訳・翻訳（中国語・ポルトガル語・スペイン語）を事業委託し、各種手続き等通訳業務や広報、学校・保育園・検診、下水道等の行政全般の翻訳を行う。	【R6実施状況】 通訳、翻訳等の相談業務を実施し、外国籍市民への行政サービスの向上に努めた。 令和6年度：2,090件（通訳316件、電話相談1,286件、翻訳488件） ※通訳と電話相談については種別カウントをしている。	【R7実施目標】 令和7年度もNPO法人米原市多文化共生協会に事業委託を行う。 外国籍市民等のための多言語によるワンストップ相談窓口を引き続き開設する。	【事業実施上の問題点、今後の課題等】 現在ポルトガル語および中国語の通訳、翻訳等を行っているが、外国籍の高齢化が進むことによるサービスのニーズの変化に対応できる体制が必要である。また、在留資格の改正により、ベトナム籍市民が急増しており、今後の対応が課題である。
・日本語教室の開催			
【事業内容】 市と米原市多文化共生協会が連携し、市内のボランティアを募集し、外国籍市民に日本語を学習する場を提供する。	【R6実施状況】 外国籍市民等を対象に、ボランティアの協力を得て、日本語の学習講座（週1回2時間程度）を山東会場で39回開催し、日本語学習の機会を提供し、日常生活の一助とすることができた。 延べ208人の参加 日本語教室ボランティア登録人数：12人	【R7実施目標】 外国籍市民等を対象に、ボランティアの協力を得て、日本語の学習講座（週1回2時間程度）を山東会場で開催し、日本語学習の機会を提供する。	【事業実施上の問題点、今後の課題等】 平成24年度から多文化共生協会のボランティアを中心に日本語教室を実施している。在留資格の改正により、ベトナム籍市民が急増しており、ボランティアスタッフが不足傾向にあり、日本語教室指導者スタッフ研修等を検討する必要がある。
●多文化共生意識の醸成			
・多文化共生イベント等の実施			
【事業内容】 市と米原市多文化共生協会が連携し、多文化共生の地域づくりを推進するため各種団体との協力関係を築きながら各種事業を実施する。	【R6実施状況】 次の事業を開催し、外国籍市民と日本人がふれあう機会を提供することができた。 ・夏休み特別企画ジュニア英会話教室 7/27～（全10回、10人参加） ・るあなマルシェde多国籍屋台deサンバ 6/30（約1,000人参加） ・多文化共生まちづくり講演会 9/6（66人参加） ・カリダ先生の英会話教室 10/23～（全6回、6人参加） ・日本語学習交流会 12/14（23人参加）、3/22（34人参加） ・虹の広場 5/19～（毎月第3土曜日、延べ346人参加）	【R7実施目標】 NPO法人米原市多文化共生協会において事業委託を行い、適宜計画を立てて事業の実施を行う。 また、「2025米原市人権を考えるつどい」をNPO法人米原市多文化共生協会と共催し、外国人の人権の啓発や、多文化共生協会の取組内容の周知に努める。	【事業実施上の問題点、今後の課題等】 平成23年度に多文化共生協会が設立されて以降、活動が行われており、ボランティアなど市民団体の育成が今後の課題であり、市内の関係機関や企業などと連携も必要である。

(7) 生活困窮者の人権	●生活保護受給者の自立支援			
	・生活保護事業			
	【事業内容】 生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立生活に向けた援助を実施する。	【R6実施状況】 生活保護世帯数 令和6年度：137世帯 稼働能力のある生活保護受給者12人に対して就労支援を行い、6人を就労につなげることができた。	【R7実施目標】 生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保証するとともに、自立生活に向けた支援を実施していく。	【事業実施上の問題点、今後の課題等】 高齢者世帯や不安定雇用労働者の増加により、生活保護受給者の増加が見込まれる。
(8) 性的マイノリティの人権	●生活困窮者の自立支援			
	・自立相談支援事業（就労支援）			
	【事業内容】 複合的な課題を抱える生活困窮者に対して適切な支援を実施するため、緊急に支援が必要な場合など、生活困窮者の状況に応じて臨機応変に支援を行う。	【R6実施状況】 生活困窮者および生活保護受給者が就労できるように、求人情報の送付やハローワークへの同行により支援を行った。 就労支援対象者数：28人 うち支援中：7人 支援延べ回数：314回	【R7実施目標】 働く意欲があるものの就職することに困難を抱えている人に対し、個々のケースに寄り添い、求人情報の提供やハローワークへの同行を行い、就労定着に向けた支援を実施する。	【事業実施上の問題点、今後の課題等】 就労意欲の低下や社会との関わりに不安を抱える等、複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難である人への早期発見早期支援が必要である。
(9) その他様々な人権	●性の多様性の理解増進に関する教育・啓発の推進			
	・性的マイノリティについての啓発			
	【事業内容】 性的マイノリティについて正しい知識のもとに理解が得られるように啓発を行う。	【R6実施状況】 「2024米原市人権を考えるつどい」において、仲間しゅん氏による講演「LGBTとジェンダー・セクシュアリティを巡る人権課題」を行い、性的マイノリティについての啓発を行った。（参加人数：119人）	【R7実施目標】 広報誌等を活用して、性的マイノリティについて啓発を行う。	【事業実施上の問題点、今後の課題等】 性的マイノリティは一定数おられることを前提として、正しい知識のもと、教育と啓発を行う必要がある。
(9) その他様々な人権	●災害と人権			
	・避難行動要支援体制の構築			
	【事業内容】 災害時の避難を必要とする方の中で、地域への情報提供に同意した人の名簿を市が作成し、その情報を地域に提供することで、平常時の見守りや災害時の支援体制づくりを行う。	【R6実施状況】 ・避難行動要支援者名簿への登録申出書提出率76% ・個別計画の作成自治会数68自治会	【R7実施目標】 ・避難行動要支援者名簿の情報更新や個人情報の適正な管理を行い、各自治会に対し個別計画の作成について引き続き依頼を行いながら、災害時の有事に備える。 ・個別計画作成への継続支援を行う。	【事業実施上の問題点、今後の課題等】 平常時から避難行動要支援者の的確な把握および情報の共有が求められており、名簿の作成、個別支援計画の策定を早急に行う必要がある。
(9) その他様々な人権	●個人のプライバシーの保護			
	・住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度			
	【事業内容】 住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を代理人や第三者に交付した時、事前登録がある人に証明書を交付した事実をお知らせする。	【R6実施状況】 ・市公式ウェブサイトに掲載 ・市広報誌への掲載 ・各窓口で啓発用チラシを配布 令和6年度末：394人、登録率1.01%	【R7実施目標】 本人通知事前登録者数の増加を図る。 令和7年度末：411人、登録率1.1%	【事業実施上の問題点、今後の課題等】 平成26年2月から実施しており、平成27年2月から登録期間を無期限とした。市の広報誌への掲載のほか、ハートフル・フォーラム（地区別懇談会）や地域人権リーダー研修会などの市民が参加する人権研修会において制度の啓発を行っている。制度の周知や事前登録者の増加のために、今後も引き続き啓発していくことが必要である。

第4章 その他人権施策を推進するために必要なこと

(1) 推進体制の充実	①市の推進体制			
	・米原市人権尊重のまちづくり審議会の取組			
	【事業内容】 人権尊重のまちづくりに関する重要事項を審議する機関として、米原市人権尊重のまちづくり審議会を開催する。	【R6実施状況】 令和6年度：2回開催（7月、9月） 米原市人権施策推進計画（進管理調査票）の進管理、人権施策基本方針改訂について協議を行った。	【R7実施目標】 審議会を開催し、人権尊重のまちづくりに関する重要事項を審議する。 令和7年度：年間2回開催予定。 米原市人権施策推進計画（進管理調査票）の進管理、人権施策基本方針の概要版について協議を行う。	【事業実施上の問題点、今後の課題等】 様々な人権課題に対して、同和対策本部会等の庁内組織で議論が行われる一方で、審議会での議論を通じて提言などを行うことにより、より実効的な人権施策の実現を目指していくことが求められる。
(2) 人権擁護の推進	①相談窓口の充実			
	・心配ごと総合相談事業			
	【事業内容】 毎月原則第2、第4火曜日に、相談員が心配ごと総合相談等を実施する。	【R6実施状況】 毎月2回、4会場で相談事業を実施。 相談件数：16件	【R7実施目標】 毎月2回、4会場で相談事業を実施。市民の身近な相談窓口となり、相談内容によって必要な場合は他機関へ繋いでいく。相談窓口開催の周知を工夫し、広報する。 実施回数を変更する提案を行い、相談員から意見を聞く。	【事業実施上の問題点、今後の課題等】 相談者が減少傾向にあり相談者が0人の回もある。相談会場について充分知られていないことが考えられるため、案内周知を工夫する必要がある。
(3) 基本計画の見直しおよび進捗状況の評価	・方針の見直しおよび進捗状況の評価			
	【事業内容】 人権施策基本方針の見直しと方針に基づく進捗状況の評価	【R6実施状況】 人権施策基本方針進管理調査票における各課の実績等を取りまとめ、人権尊重のまちづくり審議会にて進管理について審議した。 米原市人権施策基本方針（改訂版）の見直しについて、人権尊重のまちづくり審議会にて審議した。	【R7実施目標】 人権施策基本方針進管理調査票の取りまとめと適正な進管理に努めるとともに、米原市人権施策基本方針（改訂版）の概要版の作成について、人権尊重のまちづくり審議会にて意見等を求める。	【事業実施上の問題点、今後の課題等】 平成21年3月に策定した人権施策基本方針は、社会情勢等に即して改訂（令和7年2月）し、推進計画の進管理を行っている。今後も人権意識調査の実施や社会情勢の変化等を考慮し、方針の見直し等を適宜行う必要がある。